

予 防 接 種 の お 知 ら せ !!

MR（麻しん風しん）予防接種 [今年度の接種対象者]

2期（小学校入学前年度の1年間にあたる児）	H15年4月2日～H16年4月1日生まれ
3期（中学1年生相当年齢）	H8年4月2日～H9年4月1日生まれ
4期（高校3年生相当年齢）	H3年4月2日～H4年4月1日生まれ

- 接種の詳細については、対象者に個人通知いたします。
- 対象にあたる方々は、忘れずに接種を受けましょう。

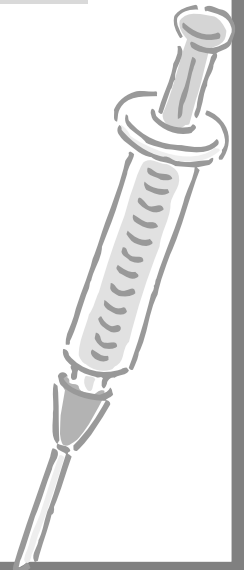
ポリオ予防接種 [今年度の予定]

日程：4/21、6/16、9/15、11/17、H22.2/16

※いずれも火曜日、13：20～14：20受付

- 対象者には個別通知いたします。接種対象期間（生後3ヶ月以上7歳6ヶ月未満）であれば、通知がなくても接種可能です。

お問い合わせ先 町民福祉課（377-5652）



4月1日から

精神通院医療申請時にかかる 診断書の取扱について 下記のとおり変更します。

- ① 診断書の添付が2年に1度となります。以前の取扱 … 診断書の添付は毎年必要です。
 - ※ 平成22年4月1日以降が有効期間の開始日となる申請から対象となります。（申請日ではなく、有効期間開始日で判断します。）
 - ※ 次回申請時に診断書の添付が不要であることが判断できるように、受給者証の有効期間欄に「次回診断書不要（再認定申請時）」と表示します。

【 例 】

- (1) 平成21年4月1日～平成22年3月31日が有効期間開始日となる申請
⇒ 一年目に該当します。診断書は必要です。
- (2) 平成22年4月1日～平成23年3月31日が有効期間開始日となる再認定申請
⇒ 二年目に該当します。診断書は不要です。

- ② ただし、手帳に基づき支給認定を受けている場合は、適用外となります。

【 例 】

平成20年4月1日～平成22年3月31日が有効期限の手帳を所持。

平成20年5月1日に精神通院医療の新規申請を行い、手帳を添付書類として支給認定を受けた場合

- (1) 「有効期間 平成20年5月1日～平成21年4月30日」の受給者証を所持。
⇒ 手帳添付による認定。
- (2) 「有効期間 平成21年5月1日～平成22年4月30日」の再認定申請
⇒ 診断書を添付。この申請が一年目に該当します。
- (3) 「有効期間 平成22年5月1日～平成23年4月30日」の再認定申請
⇒ 診断書は不要。この申請が二年目に該当します。

お問い合わせ先 町民福祉課（377-5652）